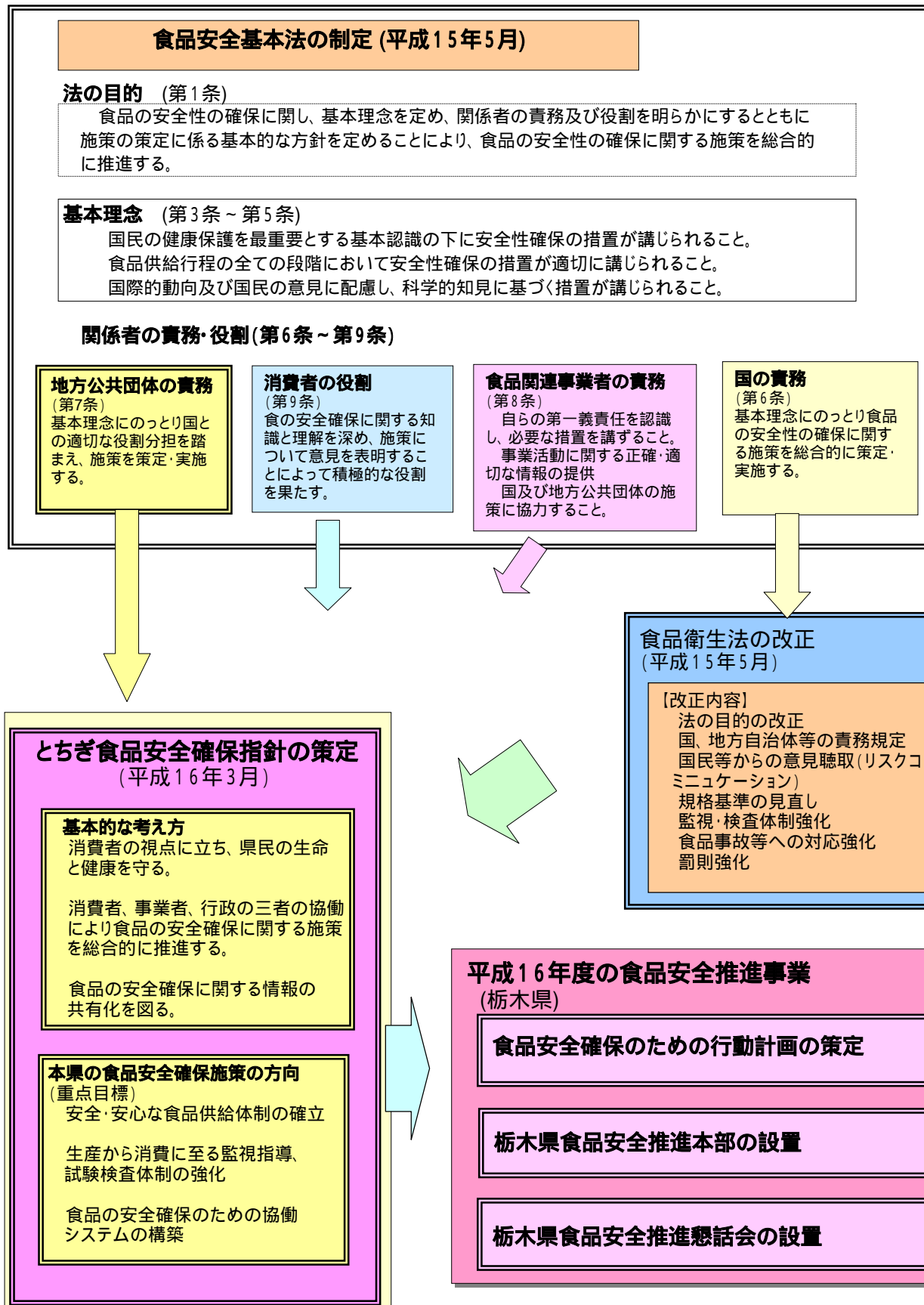
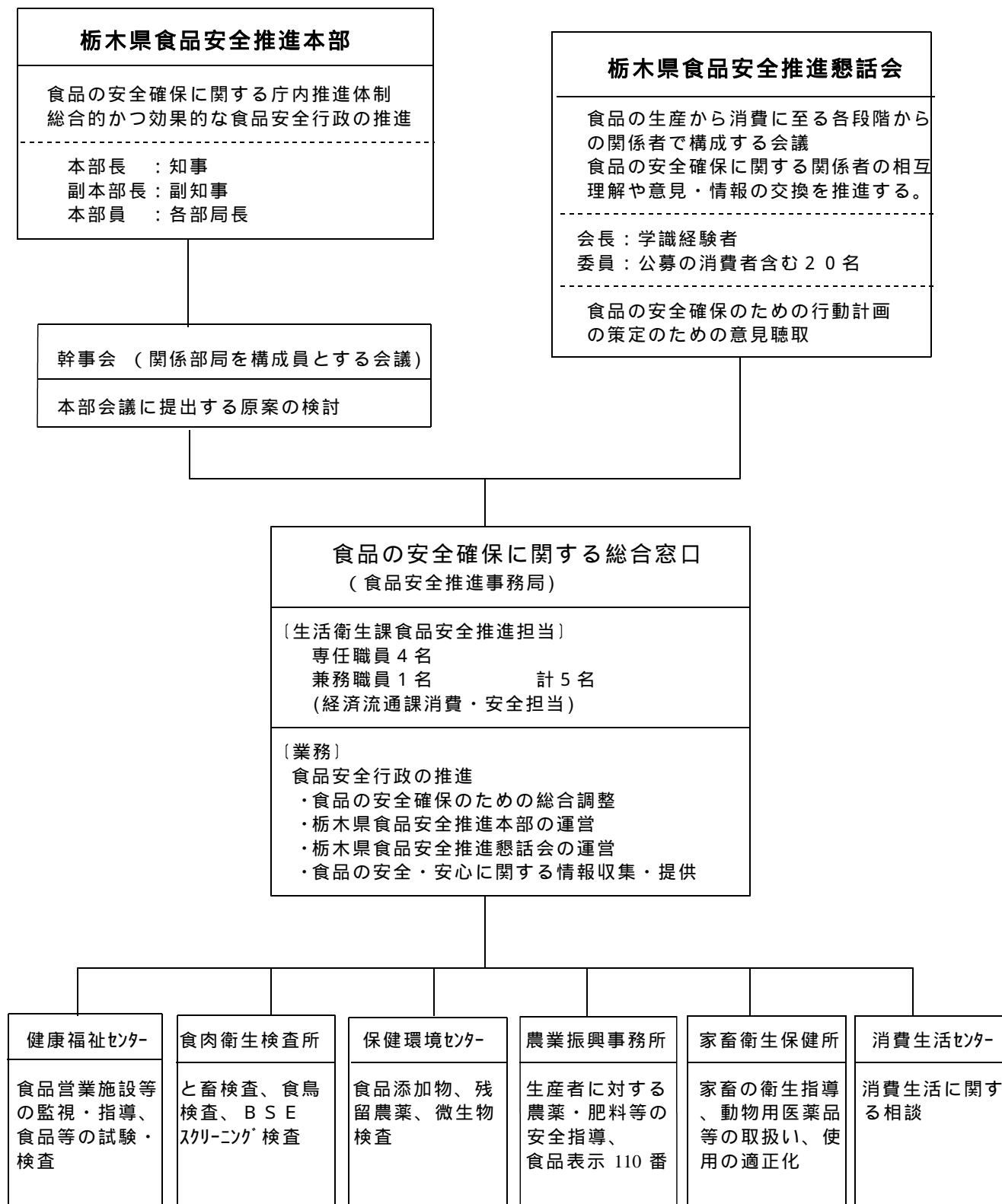


栃木県における食品の安全確保に係る取組



栃木県の食品安全推進体制の概要



「とちぎ食品安全確保指針」について

第1章 趣 旨

平成13年9月の国内BSEの発生など食品に係る事件・事故が多発し、消費者の食品の安全性に対する不信が極めて大きくなった。

国においては昨年5月に国民の健康保護を基本理念とする「食品安全基本法」を制定し、地方公共団体は、地域の実情にあった施策を策定し、実施する責務を明らかにした。

そこで、本県においては消費者の視点に立ち食品の安全性を確保するとともに、生産から消費に至る一貫した安全行政に取り組むため、「とちぎ食品安全確保指針」を策定した。

第2章 基本的な考え方

1. 消費者の視点に立ち、県民の健康保護に努める。
2. 消費者、食品関連事業者、行政の三者の協働により食品の安全確保に関する施策を総合的に推進する。
3. 食品の安全確保に関する情報の共有化を図る。

第3章 食品関連事業者及び行政の責務と消費者の役割

食品の生産から消費に至る各段階での事業者、行政及び消費者がそれぞれの責務と役割を認識し、相互に協働しながら食品の安全確保に関する施策の取組を展開する。

1. 食品関連事業者の責務

法令の遵守、第一義的責任と必要な措置や情報提供、さらに国及び県の施策に協力する。

2. 行政の責務

国、市町村との役割分担を踏まえた施策の策定や実施、関係機関との連携、消費者の視点に立った食品安全行政を推進する。

3. 消費者の役割

食品安全確保に関する知識と理解を深め、県の行う施策について意見を表明し、食品関連事業者に意見を提言する。

第4章 本県の食品安全確保施策の方向

消費者が健全な食生活を営むことができるよう、食品の生産から消費に至る関係者との連携を緊密にし、次の3つを重点目標として必要な施策を展開する。

1. 安全・安心な食品供給体制の確立

生産から消費に至る一連の食品供給行程の各段階において、事業者に対する食品の安全性を確保するための取組が積極的に行われるよう支援する。

2. 生産から消費に至る監視指導、試験検査体制の強化

生産から消費に至る各段階における食品の取扱、表示等の監視指導及び試験検査体制の強化に努める。

3. 食品の安全確保のための協働システムの構築

庁内各部局の連携を強化し、消費者及び食品関連事業者との相互理解の下、それぞれの役割を十分に活かした食品安全確保のための協働システムの構築に努める。

このため、部局横断的かつ総合的な食品安全行政を推進するため、知事を本部長とする栃木県食品安全推進本部を設置するとともに、食品安全行政の総合窓口として、生活衛生課に食品安全推進担当を置く。

また、生産から消費に至る関係者、消費者、学識経験者で構成する栃木県食品安全推進懇話会を設置し、消費者と食品関連事業者、行政との相互理解を推進するとともに、消費者相談体制を充実させ、消費者の視点から食品安全の確保に努める。

【食品安全確保施策体系図】

【重点目標】	【推進事項】	【個別推進事項】
1 安全・安心な食品供給体制の確立	(1) 食品関連事業者に対する食品安全知識の普及・啓発	農林水産物の生産者に対する普及指導 食品営業者等への指導等
	(2) 農薬、動物用医薬品、使用原材料等の適正使用の推進	農薬の適正使用の推進 エコファーマーによる環境保全型農業の推進 動物用医薬品の適正使用の推進 飼料の適正使用の推進 食品営業施設における使用原材料の管理の徹底 使用水の安全性確保の推進
	(3) 食品表示の適正化の推進	食品衛生法、JAS法、健康増進法、景品表示法等による表示指導の強化
	(4) HACCP方式の導入促進	生産段階の自主的な衛生管理体制の確立 食品営業施設等の自主衛生管理体制の確立
	(5) トレーサビリティシステムの導入促進	牛肉のトレーサビリティシステム普及・定着 米、野菜等の農産物、きのこ類等特用林産物の生産履歴の記帳推進
2 生産体制から消費に至る監視指導・試験	(1) 生産者に対する監視指導の強化	農薬販売業者等への立入検査、飼料の検査、動物用医薬品の検査・使用実態調査等の実施、畜産農家の指導強化
	(2) 食品営業者等に対する監視指導の強化	食品営業施設への監視指導の強化 学校・病院等の給食施設への監視指導の強化 と畜場、食鳥処理場の監視指導の強化 流通拠点の監視指導の強化
	(3) 監視指導及び試験検査体制の充実・強化	人員体制の整備 食品衛生監視員・試験検査担当者等の資質の向上 試験検査体制の充実・強化
	(4) 調査・研究の推進	にら、うど等への農薬の効果・残留性の試験研究、家畜伝染病の迅速診断法の開発、動物用医薬品に頼らない養殖魚生産技術等の開発、環境ホルモンの調査、農薬・動物用医薬品の多項目一斉分析法の調査・研究の推進等
3 食品の安全確保のための協働システムの構築	(1) 食品安全行政の総合的推進	栃木県食品安全推進本部の設置、食品安全推進担当、消費・安全担当の設置、健康福祉センター、農業振興事務所、消費生活センター等の密接な連携、宇都宮市との緊密な連絡・連携体制の確保
	(2) 食品に関する情報の共有化	県政出前講座やくらしのセミナー等の活用 食品の安全性に関する広報活動の推進 食品営業施設の監視指導結果等の公表
	(3) 「食」に関する正しい知識の普及・啓発	食育の推進 健康づくりの推進
	(4) 県民の意見を施策に反映させる取組の推進	タウンミーティングの開催 栃木県食品安全推進懇話会の設置
	(5) 消費者と行政が一体となった取組の推進	食品表示ワッチャーによる食品表示の適正化、消費者の自主的活動の支援、とちぎ食と農のサポーター等自主活動支援・促進等
	(6) 消費者相談体制の充実	食品の安全に関する総合窓口の設置、健康福祉センター、農業振興事務所、消費生活センター等との連携、円滑な相談業務の推進
	(7) 食品関連事業者と消費者との相互理解の推進と支援	生産者と消費者の相互理解の推進 地産地消運動の推進 食品関連事業者の自主活動の支援
	(8) 国、地方公共団体、その他の関係機関との連携強化	国の発信する情報の収集・分析、全国食品安全自治ネットワーク等との密接な連携、研究機関との情報交換
	(9) 健康危機管理体制の確立	行政における健康危機管理体制の強化 食品関連事業者における健康危機管理体制の強化